

写

技 第 8 1 号
令和元年 5 月 1 5 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

「消費税率改正に伴う工事費等の積算について」の改定について（通知）

標記については、平成31年4月22日付技第46号で通知していますが、積算例について下記の通り追加、改定しましたので、関係職員に周知願います。

記

1. 経過措置の取り扱い
別紙1の通り

2. 積算例

(1) 平成31年4月1日以前に契約、令和元年10月1日以降引き渡しの工事で平成31年4月1日以後に増額変更（当初工事等の変更）を行う場合（別紙1の④）
別紙2の通り＜特例措置を適用する場合＞

(2) 平成31年4月1日以前に契約、令和元年10月1日以降引き渡しの工事で平成31年4月1日以後に増額変更（当初想定されていない工事等の追加）を行う場合（別紙1の⑤）
別紙3の通り＜特例措置を適用後、変更する場合（別紙2の変更）＞

3. その他

業務委託の積算例については、別途通知します。

4. 問い合わせ先

土木部技術管理課 土木設計基準グループ 田中、竹下

無線：8-300-2-5924 e-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp